

## 別添 1 - 4

オンライン又は光ディスク等による  
請求に係る記録条件仕様（調剤用）

平成 2 2 年 1 0 月版

# 目 次 ( 1 / 4 )

	頁
第1章 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する事項 .....	1
1 電気通信回線 .....	1
2 厚生労働大臣が定める事項 .....	1
3 厚生労働大臣が定める方式 .....	1
(1) 記録形式 .....	1
(2) ファイル構成 .....	1
(3) 情報表記仕様 .....	1
ア 請求ファイルの構成 .....	1
イ 請求ファイル構成イメージ .....	2
ウ レコード形式 .....	2
エ 内容表現する文字の符号 .....	4
(4) 各種レコードの記録要領に関する事項 .....	5
ア 薬局情報 .....	5
(ア) 薬局情報レコード .....	5
(イ) マルチボリューム識別情報 .....	6
イ レセプト共通情報 .....	7
レセプト共通レコード .....	7
ウ レセプト情報 .....	10
(ア) 保険者レコード .....	10
(イ) 公費レコード .....	12
(ウ) 国保連固有情報レコード .....	12
エ 処方情報 .....	13
(ア) 処方基本レコード .....	13
(イ) 調剤情報レコード .....	14
(ウ) 医薬品レコード .....	16
(エ) 特定器材レコード .....	17
(オ) コメントレコード .....	17
オ 摘要欄情報 .....	18
摘要欄レコード .....	18
カ 基本料・薬学管理料情報 .....	18
基本料・薬学管理料レコード .....	18
キ 調剤報酬請求書情報 .....	21
調剤報酬請求書レコード .....	21

## 目 次 ( 2 / 4 )

頁

第2章 光ディスク等を用いた費用の請求に関する事項	22
1 光ディスクに関する事項	22
(1) マグネットオプティカルディスク (MO)	22
ア 媒体関連仕様	22
(ア) 媒体及び物理フォーマット	22
(イ) 論理フォーマット	22
(ウ) ファイル構成	22
イ 情報表記仕様	22
(ア) 請求ファイルの構成	22
(イ) 請求ファイル構成イメージ	22
(ウ) レコード形式	22
(エ) 内容を表現する文字の符号	22
ウ 各種レコードの記録要領に関する事項	23
(ア) 薬局情報	23
(イ) レセプト共通情報	23
(ウ) レセプト情報	23
(エ) 処方情報	23
(オ) 摘要欄情報	23
(カ) 基本料・薬学管理料情報	23
(キ) 調剤報酬請求書情報	23
(2) コンパクトディスク (CD-R)	24
ア 媒体関連仕様	24
(ア) 媒体及び物理フォーマット	24
(イ) 論理フォーマット	24
(ウ) ファイル構成	24
イ 情報表記仕様	24
(ア) 請求ファイルの構成	24
(イ) 請求ファイル構成イメージ	24
(ウ) レコード形式	24
(エ) 内容を表現する文字の符号	24
ウ 各種レコードの記録要領に関する事項	24
(ア) 薬局情報	24
(イ) レセプト共通情報	24
(ウ) レセプト情報	24
(エ) 処方情報	24
(オ) 摘要欄情報	24
(カ) 基本料・薬学管理料情報	24
(キ) 調剤報酬請求書情報	24

## 目 次 ( 3 / 4 )

	頁
2 フレキシブルディスク ( F D ) に関する事項	2 5
( 1 ) 媒体関連仕様	2 5
ア 媒体及び物理フォーマット	2 5
( ア ) 媒体	2 5
( イ ) 物理フォーマット	2 5
イ 論理フォーマット	2 5
ウ ファイル構成	2 5
( 2 ) 情報表記仕様	2 5
ア 請求ファイルの構成	2 5
イ 請求ファイル構成イメージ	2 5
ウ レコード形式	2 5
エ 内容を表現する文字の符号	2 5
( 3 ) 各種レコードの記録要領に関する事項	2 5
ア 薬局情報	2 5
イ レセプト共通情報	2 5
ウ レセプト情報	2 5
エ 処方情報	2 5
オ 摘要欄情報	2 5
カ 基本料・薬学管理料情報	2 5
キ 調剤報酬請求書情報	2 5

## 目 次 ( 4 / 4 )

頁

別 表 各種コードに関する事項	2 6
別表 1 審査支払機関コード	2 6
別表 2 都道府県コード	2 7
別表 3 点数表コード	2 8
別表 4 年号区分コード	2 8
別表 5 レセプト種別コード ( 調剤 )	2 9
別表 6 男女区分コード	3 0
別表 7 レセプト特記事項コード	3 1
別表 8 職務上の事由コード	3 1
別表 9 減免区分コード	3 1
別表 1 0 剤形コード	3 2
別表 1 1 用法コード	3 3
別表 1 2 負担区分コード	3 5
別表 1 3 算定区分コード	3 6
別表 1 4 分割調剤種類コード	3 6
別表 1 5 混合区分コード	3 6
別表 1 6 特定器材単位コード	3 7

## 第1章 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する事項

審査支払機関の使用に係る電子計算機と、保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用した費用の請求を行う場合の電気通信回線及び厚生労働大臣の定める事項並びに方式については本章の定めるところによる。

### 1 電気通信回線

電気通信回線は、ISDN回線を利用したダイヤルアップ接続、閉域IP網を利用したIP-VPN接続またはオープンなネットワークにおいてはIPsec(IETF(Internet Engineering Task Force)において標準とされた、IP(Internet Protocol)レベルの暗号化機能。認証や暗号の Protokol、鍵交換の Protokol、ヘッダー構造など複数の Protokolの総称)とIKE(Internet Key Exchange; IPsecで用いるインターネット標準の鍵交換 Protokol)を組み合わせた接続とする。

### 2 厚生労働大臣が定める事項

調剤報酬明細書情報及び調剤報酬請求書情報とする。

### 3 厚生労働大臣が定める方式

#### (1) 記録形式

CSV形式とする。

#### (2) ファイル構成

ファイル名を“RECEIPT”とし、拡張名を“CSV”とする。

#### (3) 情報表記仕様

##### ア 請求ファイルの構成

ファイルの構成は、次のとおりとする。

(ア) ファイルは1ボリューム1ファイルとする。

(イ) 1ボリュームに収まらないような保険薬局単位のレセプトは、レセプト単位に分割して別ボリュームに記録する。

(ウ) ファイルは改行コードにより複数レコードに分割し、レコードの組み合わせにて構成する。

(エ) ファイルは、薬局情報、レセプト及び調剤報酬請求書情報により構成し、保険薬局単位の薬局情報、レセプト、調剤報酬請求書情報の順に記録する。

(オ) 薬局情報は、薬局情報レコードにより構成する。

(カ) 調剤報酬請求書情報は、調剤報酬請求書レコードにより構成する。

(キ) レセプトは、レセプト共通情報、レセプト情報、処方情報、摘要欄情報及び基本料・薬学管理料情報により構成する。

(ク) レセプト共通情報は、レセプト共通レコードにより構成し、当該レセプトの先頭に記録する。

(ケ) レセプト情報は、保険者レコード、公費レコード(複数記録可能)及び国保連固有情報レコード(複数記録可能)で構成し、レセプト種別毎に必要なレコードを組み合わせレセプト共通情報の直後に記録する。

(コ) 処方情報は、処方基本レコード、調剤情報レコード(複数記録可能)、医薬品レコード(複数記録可能)、特定器材レコード(複数記録可能)及びコメントレコード(複数記録可能)により構成し、同一処方内容のものを一括りとして記録する。

また、同一処方内容内での記録順は、処方基本レコード、調剤情報レコード、医薬品レコード、特定器材レコード及びコメントレコードの順に記録する。

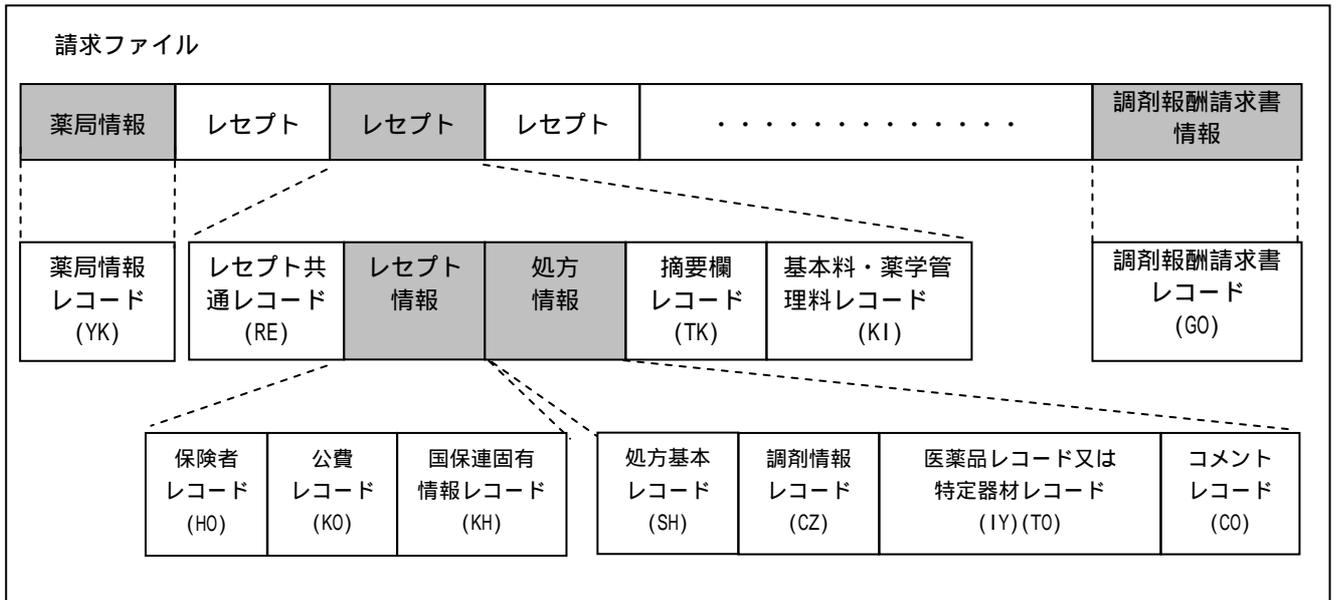
(サ) 摘要欄情報は、摘要欄レコードにより構成する。(複数記録可能)

(シ) 基本料・薬学管理料情報は、基本料・薬学管理料レコードにより構成する。(複数記録可能)

(ス) ファイル最終レコードの最終部分は、改行コードの後にファイルの終わりを示す1バイトの文字列(以下「EOFコード」という。)を記録する。

(セ) レセプトデータを複数ボリュームに分割して記録する場合、薬局情報レコード及び調剤報酬請求書レコードのマルチボリューム識別情報に複数ボリューム間の関連付け情報を記録する。

イ 請求ファイル構成イメージ



ウ レコード形式

(ア) レコード形式は可変長レコードとし、各レコードの末尾には改行コードを記録する。

(イ) レコードにおける各項目間は、項目の区切りを示す1バイトの文字列(以下「コンマ」という。)で区切り識別する。

(ウ) 各項目は最大バイト数を規定するのみとする。項目形式が固定の項目については最大バイト数までの記録を必須とする。項目形式が可変の項目で記録内容が最大桁数に満たない場合は、有効桁数までの記録としても差し支えないものとする。

可変項目におけるモード毎の有効桁の判断は次のとおりとする。

モード	有効桁の判断
数字モード	上位桁のゼロを除いた数字
英数モード	有効文字以降に継続する“英数スペース”を除いた英数文字
英数モード (小数点付き数字)	上位桁のゼロ及び小数点以下の下位桁のゼロを除いた数字(小数点以下が全てゼロの場合は小数点も除く)
漢字モード	有効文字以降に継続する“漢字スペース”を除いた漢字文字

(エ) レコードの種類は、薬局情報(薬局情報レコード)、レセプト共通情報(レセプト共通レコード)、レセプト情報(保険者レコード、公費レコード及び国保連固有情報レコード)、処方情報(処方基本レコード、調剤情報レコード、医薬品レコード、特定器材レコード及びコメントレコード)、摘要欄情報(摘要欄レコード)、基本料・薬学管理料情報(基本料・薬学管理料レコード)及び調剤報酬請求書情報(調剤報酬請求書レコード)とする。

(オ) 各レコードの先頭にはレコードの識別情報を記録する。

レコード種別	モード	バイト	識別情報	備考	
薬局情報	英数	2		保険薬局単位データの先頭に記録必須	
薬局情報レコード			Y K	保険薬局の情報を記録	
レセプト					1レセプト単位に記録
レセプト共通レコード			R E	レセプト単位データの先頭に記録必須	
レセプト情報					保険者番号、請求点数等の情報を記録
保険者レコード			H O	医療保険レセプトの場合に記録	
公費レコード			K O	公費負担医療レセプトの場合に記録	
国保連固有情報レコード			K H	国保連固有情報の場合に記録	
処方情報					1処方単位のデータを記録
処方基本レコード			S H	医薬品の剤形、用法等を記録	
調剤情報レコード			C Z	1調剤日単位のデータを記録	
医薬品レコード			I Y	医薬品を記録	
特定器材レコード			T O	特定器材を記録	
コメントレコード			C O	コメントを記録	
摘要欄レコード			T K	摘要欄の内容を記録	
基本料・薬学管理料レコード			K I	調剤基本料、薬学管理料を記録	
調剤報酬請求書情報					保険薬局単位データの最後に記録必須
調剤報酬請求書レコード			G O	総点数等の情報を記録	

注 国民健康保険、退職者医療又は後期高齢者医療については、医療保険を国民健康保険、退職者医療又は後期高齢者医療と読み替える。

- (カ) レセプト情報は、レセプト種別毎に必要なレコードを記録する。  
レセプト種別毎のレセプト情報の記録条件は、次のとおりとする。

レセプト種別	保険者レコード	公費レコード
医療保険単独		×
医療保険と1～4種の公費負担医療の併用		(1～4レコード記録)
公費負担医療単独	×	(1レコード記録)
2～4種の公費負担医療の併用	×	(2～4レコード記録)

注1 国民健康保険、退職者医療又は後期高齢者医療については、医療保険を国民健康保険、退職者医療又は後期高齢者医療と読み替える。

2 は記録必須を、×は記録不可を示す。

- (キ) 公費負担医療の併用の場合は公費レコードを複数記録し、「法別番号及び制度の略称表」(診療報酬請求書等の記載要領)に示す順番により、先順位の公費負担医療を第一公費として最初に記録し、後順位の公費負担医療を第二公費、第三公費、第四公費として順次記録する。

- (ク) 1レセプト内には、処方基本レコード又は基本料・薬学管理料レコードのどちらか一方を必ず記録する。

- (ケ) 1処方情報には、医薬品レコード又は特定器材レコードのどちらか一方を必ず記録する。

#### エ 内容を表現する文字の符号

内容を記録する文字の符号は、JIS 0201-1976の8単位符号及びJIS 0208-1983の附属書1にて規定されているシフト符号化表現(シフトJIS)によるものとする。

なお、内容を記録する文字以外の制御符号は、次のとおりとする。

符号名称	図形記号	16進数	バイト数	用途
コンマ	,	(2C)	1	項目の区切りを表現する。
引用符	"	(22)	1	使用しない。
改行コード		(0D)(0A)	2	レコードの区切りを表現する。
EOFコード		(1A)	1	ファイルの終わりを表現する。

注 16進数は、0から9及びAからFを括弧でくくって表現する。

(4) 各種レコードの記録要領に関する事項

モードは入力する文字の種別、最大バイトは項目の最大バイト数、項目形式は項目長が固定長か可変長かを示す。

ア 薬局情報

(ア) 薬局情報レコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“YK”を記録する。	
審査支払機関	数字	1	固定	審査支払機関コード(別表1)を記録する。	
都道府県	数字	2	固定	保険薬局の所在する都道府県コード(別表2)を記録する。	
点数表	数字	1	固定	保険薬局が使用する点数表コード(別表3)を記録する。	
薬局コード	数字	7	固定	保険薬局について定められた薬局コードを記録する。	
薬局連絡先名称	漢字	40	可変	1 地方厚生(支)局長に届け出た保険薬局の名称を記録する。 2 保険薬局名称が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	
請求年月	数字	5	固定	1 請求年月を和暦で年号区分コード(別表4)を含めた形で記録する。 2 数字“GYMM”の形式で記録する。	
マルチボリューム識別情報	数字	2	固定	審査支払機関へ提出するボリューム単位ごとに“00”から昇順に2桁の連続番号を記録する。	
電話番号	英数	15	可変	1 保険薬局の電話番号を記録する。 2 電話番号は市外局番、市内局番及び加入者番号を記録する。この場合において、各番号の間にはカッコ又はハイフンを用いることができる。 3 電話番号が15バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略して差し支えない。	

注 GYMMのGは年号区分コード(別表4)、YYは和暦年、MMは月を示す。

(イ) マルチボリューム識別情報

マルチボリューム識別情報の記録は、次のとおりとする。

調剤年月が単月の場合及び月遅れ請求レセプトを同一保険薬局単位レセプトとして記録する場合

ボリューム 1

薬局情報 “00”	レセプト1	...	レセプトx	調剤報酬 請求書情報 “01”
--------------	-------	-----	-------	-----------------------

ボリューム 2

薬局情報 “01”	レセプトx+1	...	レセプトy	調剤報酬 請求書情報 “02”
--------------	---------	-----	-------	-----------------------

ボリューム 3

薬局情報 “02”	レセプトy+1	...	レセプトz	調剤報酬 請求書情報 “99”
--------------	---------	-----	-------	-----------------------

注1 引用符内の数字は、マルチボリューム識別情報を示す。

2 1レセプトのデータが複数ボリュームにまたがらないように、レセプト単位に分割して記録する。

イ レセプト共通情報  
レセプト共通レコード

項 目	モード	最大 バイト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
レコード識別情報	英数	2	固定	“RE”を記録する。	
レセプト番号	数字	6	可変	1 レコードが属するレセプト番号を記録する。 2 レセプト番号は、レセプト記録順に“1”から昇順に連続番号を記録する。 3 有効桁数が6桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。	
レセプト種別	数字	4	固定	レセプト種別コード(別表5)を記録する。	
調剤年月	数字	5	固定	1 調剤年月を和暦で年号区分コード(別表4)を含めた形で記録する。 2 数字“GYMM”の形式で記録する。	
氏名	英数 又は 漢字	40	可変	1 姓名を記録する。 2 姓と名の間に“スペース”を1桁記録する。 3 姓名が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 4 漢字モードと英数モードの文字を混在して記録しない。	モード毎の桁数は次のとおりとする。 英数：40桁 漢字：20桁
男女区分	数字	1	固定	男女区分コード(別表6)を記録する。	
生年月日	数字	7	固定	1 生年月日を和暦で年号区分コード(別表4)を含めた形で記録する。 2 数字“GYMMDD”の形式で記録する。	
給付割合	数字	3	可変	1 国民健康保険及び退職者医療の場合、給付割合を百分率(%)で記録する。 2 その他の場合 原則的に記録を省略する。ただし、国民健康保険の被保険者であるにもかかわらず、届出を行わない等の理由により、未だ被保険者証の交付を受けていない場合であって被爆者健康手帳の交付を受けているものについては、“30”又は“030”を記録する。 3 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。	
レセプト特記事項	英数	10	可変	1 高額長期疾病患者等特記事項が必要な場合は、レセプト特記事項コード(別表7)を順次記録する。ただし、最大5つまでの記録を限度とする。 2 記録する際には、必ず2の倍数のバイト数になる。 3 記録するレセプト特記事項が10バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 4 その他の場合は、記録を省略する。	

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考		
医療機関名称・所在地	コード	都道府県	数字	2	可変	1 医療機関の所在する都道府県コード（別表2）を記録する。 2 処方せんの発行がない場合は、記録を省略する。	
		点数表	数字	1	可変	1 医療機関が使用する点数表コード（別表3）を記録する。 2 処方せんの発行がない場合は、記録を省略する。	
		医療機関	数字	7	可変	1 医療機関について定められた医療機関コードを記録する。 なお、健康保険法第63条第3項第2号及び第3号に規定する医療機関については、「9999999」の7桁を記録する。 2 処方せんの発行がない場合は、記録を省略する。	
	名称	漢字	40	可変	1 地方厚生（支）局長に届け出た医療機関の名称を記録する。 2 処方せんの発行がない場合は、記録を省略する。 3 医療機関名称が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。		
	所在地	漢字	80	可変	1 地方厚生（支）局長に届け出た医療機関の所在地を記録する。 2 処方せんの発行がない場合は、記録を省略する。 3 医療機関所在地が80バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。		
保険医師氏名	氏名		英数 又は 漢字	40	可変	1 処方せんを発行した保険医である医師又は歯科医師の姓名を順次記録する。ただし、最大20名までの記録を限度とする。 2 処方せんの発行がない場合は、記録を省略する。 3 姓と名の間に“スペース”を1桁記録する。 4 姓名が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 5 英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。 6 保険医が20名に満たない場合は、必要な人数分記録し、残りは省略する。	モード毎の有効桁数は次のとおりとする。 英数：40桁 漢字：20桁
		~					
			英数 又は 漢字	40	可変		
麻薬免許番号		漢字	40	可変	1 麻薬を調剤したレセプトについては、麻薬免許番号を記録する。 2 麻薬免許番号が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。		
調剤録番号等		英数	20	可変	1 必要に応じて、保険薬局で使用されている調剤録番号又は患者ID番号等を記録する。 2 調剤録番号等が20バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	コンマと引用符は内容を記録する文字として使用できないため、記録しない。	
予備		数字	1	可変	記録を省略する。		

項 目	モード	最大 バイト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
検索番号	数字	30	可変	1 検索番号を記録する。 (17～30桁で構成する。) 2 審査支払機関から返戻される返戻ファイルの請求データと履歴請求データ及び再審査等返戻ファイルの請求データに記録する。 3 審査支払機関に再請求する返戻ファイルに係る再請求ファイルの請求データと履歴請求データ及び再審査等返戻ファイルに係る再請求ファイルの請求データに記録する。 4 その他の場合は、記録を省略する。	一次請求の場合は、記録を省略する。
記録条件仕様年月情報	数字	5	可変	1 記録条件仕様公表年月を“ GYYMM ”の形式で記録する。 2 審査支払機関から返戻される返戻ファイルの請求データと履歴請求データ及び再審査等返戻ファイルの請求データに記録する。 3 審査支払機関に再請求する返戻ファイルに係る再請求ファイルの履歴請求データに記録する。 4 その他の場合は、記録を省略する。	1 一次請求の場合は、記録を省略する。 2 履歴請求データについては、審査支払機関で記録されたままとする。
請求情報	英数 又は 漢字	40	可変	1 保険薬局固有の情報を記録する。 2 有効桁数が40バイトに満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。 4 請求情報の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。	

注1 GYYMM(DD)のGは年号区分コード(別表4)、YYは和暦年、MMは月、DDは日を示す。

2 「返戻ファイル」、「再審査等返戻ファイル」及び「再請求ファイル」については、「オンラインによる返戻ファイル、再審査等返戻ファイル及び再請求ファイルに係る記録条件仕様(調剤用)」を参照。

ウ レセプト情報  
 (ア) 保険者レコード

項 目	モード	最大 バイト	項目 形式	記 録 内 容	備 考	
レコード識別情報	英数	2	固定	“ H0 ” を記録する。		
保険者番号	英数	8	固定	1 保険者番号を記録する。 2 8桁以内で設定された保険者番号については、右づめに記録し残りは“スペース”を記録する。		
被保険者証(手帳)等の記号・番号	記号	英数 又は 漢字	40	可変	1 健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票及び国民健康保険被保険者証等の「記号及び番号」欄の記号を左づめに記録する。 2 38バイトまでの記録とする。 3 記録する記号が38バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 4 英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。 5 英数モードで記録する場合は、有効桁数を最大19桁以内で記録する。 6 番号のみ設定されている場合は、記録を省略する。	番号の記録バイト数と合わせて38バイト(19桁)以内とする。
	番号	英数 又は 漢字	40	可変	1 健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票及び国民健康保険被保険者証等の「記号及び番号」欄の番号を左づめに記録する。 2 後期高齢者被保険者証の被保険者番号を左づめに記録する。 3 38バイトまでの記録とする。 4 記録する番号が38バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 5 英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。 6 英数モードで記録する場合は、有効桁数を最大19桁以内で記録する。	記号の記録バイト数と合わせて38バイト(19桁)以内とする。
処方せん受付回数	数字	2	可変	1 医療保険、国民健康保険、退職者医療又は後期高齢者医療の処方せんの受付回数を記録する。 2 有効桁数が2桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。		
合計点数	数字	8	可変	1 医療保険、国民健康保険、退職者医療又は後期高齢者医療の合計点数を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。		
予備	数字	5	可変	記録を省略する。		
職務上の事由	数字	1	可変	1 船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ職務上の事由コード(別表8)を記録する。ただし、「1職務上」及び「3通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。 2 共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合のみ職務上の事由コード(別表8)を記録する。 3 その他の場合は、記録を省略する。		

項 目	モード	最大 バイト	項目 形式	記 録 内 容	備 考	
証明書番号	数字	3	可変	1 国民健康保険及び退職者医療の場合で「国民健康保険一部負担金減額、免除、徴収猶予証明書」に証明書番号が記入されているものについては、証明書番号を記録する。 2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 その他の場合は、記録を省略する。		
一部負担金	数字	8	可変	1 広域連合長から一部負担金の減額を受けた者の場合は、減額後の一部負担金を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁数までの記録としても差し支えない。 3 その他の場合は、記録を省略する。		
負担金額減免	予備	数字	1	可変	記録を省略する。	
	減免区分	数字	1	可変	1 「一部負担金減額、免除、徴収猶予証明書」の交付を受けた者の場合は、減免区分コード(別表9)を記録する。 2 広域連合長から一部負担金の減額、免除及び徴収猶予を受けた者の場合は、減免区分コード(別表9)を記録する。 3 その他の場合は、記録を省略する。	
	減額割合	数字	3	可変	1 減額割合を百分率(%)で記録する。 2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 その他の場合は、記録を省略する。	
	減額金額	数字	6	可変	1 減額金額を記録する。 2 有効桁数が6桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 その他の場合は、記録を省略する。	

## (イ) 公費レコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考	
レコード識別情報	英数	2	固定	“K0”を記録する。		
公費負担医療	負担者番号	英数	8	固定	処方せん等に記入されている公費負担者番号8桁を記録する。	
	受給者番号	数字	7	可変	1 処方せん等に記入されている受給者番号7桁を記録する。 2 受給者番号が7桁に満たない場合は、先頭から“0”を記録し、7桁で記録する。 3 医療観察法(法別30)の場合は、記録を省略する。	
	任意給付区分	数字	1	可変	1 国民健康保険又は退職者医療の場合、公費負担者に任意給付があるときは、“1”を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
処方せん受付回数	数字	2	可変	1 公費負担医療に係る処方せんの受付回数を記録する。 2 有効桁数が2桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。		
合計点数	数字	8	可変	1 公費負担医療の合計点数を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。		
予備	数字	5	可変	記録を省略する。		
一部負担金額	数字	8	可変	1 医療券等に記入されている公費負担医療に係る患者の負担額を記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 その他の場合は、記録を省略する。		
予備	数字	6	可変	記録を省略する。		

## (ウ) 国保連固有情報レコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“KH”を記録する。	
国保連固有情報	英数 又は 漢字	100	可変	1 任意のフォーマットとする。 2 全体で100バイトとする。	

エ 処方情報  
 (ア) 処方基本レコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“SH”を記録する。	
No	数字	2	固定	処方情報の処方基本レコード記録順に“01”から昇順に連続番号を記録する。	
剤形コード	数字	1	固定	剤形コード(別表10)を記録する。	
用法	用法コード	数字	3 可変	1 内服薬、浸煎薬及び湯薬の場合は、用法コード(別表11)を記録する。 2 上記以外(材料除く)で未コード化用法コードを使用しない場合は、コメントレコードを使用し用法を記録する。 3 材料の場合は、記録を省略しても差し支えない。	
	特別指示	漢字	80 可変	1 未コード化用法の場合は、用法の特別指示を記録する。 2 特別指示が80バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 3 上記以外の場合は記録を省略する。	
単位薬剤料	合計	数字	7 可変	1 単位薬剤料を記録する。 2 有効桁数が7桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。	
	第一公費	数字	7 可変	1 第一公費に係る単位薬剤料を記録する。 2 有効桁数が7桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 第一公費に係る単位薬剤料がない場合は、記録を省略する。	
	第二公費	数字	7 可変	1 第二公費に係る単位薬剤料を記録する。 2 有効桁数が7桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 第二公費に係る単位薬剤料がない場合は、記録を省略する。	
	第三公費	数字	7 可変	1 第三公費に係る単位薬剤料を記録する。 2 有効桁数が7桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 第三公費に係る単位薬剤料がない場合は、記録を省略する。	
	第四公費	数字	7 可変	1 第四公費に係る単位薬剤料を記録する。 2 有効桁数が7桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 第四公費に係る単位薬剤料がない場合は、記録を省略する。	

## (イ) 調剤情報レコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考		
レコード識別情報	英数	2	固定	“CZ”を記録する。			
医師番号	数字	2	可変	1 当該処方せんを発行した医師又は歯科医師の「保険医氏名」欄の該当番号を記録する。 2 有効桁数が2桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。			
処方月日	数字	7	固定	処方月日を和暦で、“GYMMDD”の形式で記録する。			
調剤月日	数字	7	固定	1 調剤月日を和暦で、“GYMMDD”の形式で記録する。 2 特定器材の場合は、「支給月日」を記録する。			
処方せん受付回	数字	2	可変	1 当該調剤の処方せん受付回を記録する。 2 有効桁数が2桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。			
調剤数量	数字	3	可変	1 調剤数量を記録する。 2 特定器材の場合は、「支給回数」を記録する。 3 内服薬及び湯薬以外の場合は、必ず“1”を記録する。 4 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。			
調剤料	負担区分・算定区分・算定先・コード	負担区分	英数	1	固定	当該調剤料の負担区分コード(別表12)を記録する。	
		算定区分	数字	1	固定	当該調剤料の算定区分コード(別表13)を記録する。	
		算定先No	数字	2	固定	1 調剤料を算定する場合及び算定可能剤数を超えるため、調剤料を算定しない場合は、当該調剤料の属する処方Noを記録する。 2 内服薬の場合で、漸減療法等により、調剤数量を合算する別の処方があるために、調剤料を算定しない場合は、その処方Noを記録する。 3 内服薬の場合で、服用時点が同一となる別の処方があるために、調剤料を算定しない場合は、その処方Noを記録する。ただし、別の処方が同一レセプトに存在しない場合は、“00”を記録する。	
		コード	数字	9	可変	1 当該調剤料について、定められた調剤料コードを記録する。 2 分割調剤、漸減療法を行った場合は、調剤料点数にかかわらず、その処方せん受付回の調剤数量に対応した調剤料コードを記録する。 3 特定器材の場合は、記録を省略する。	

項 目		モード	最大 バイト	項目 形式	記 録 内 容	備 考
調剤料	点数	点数	数字	4	可変	1 調剤料の点数を記録する。 2 分割調剤を行った場合の第2回目以降の調剤料は、第1回目の調剤から通算した日数に対応する調剤料から前回までに請求した調剤料の点数を減じた点数を記録する。 3 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。
	分割区分		数字	1	可変	1 分割調剤を行った場合、調剤毎に初回を“1”とし2回目以降連番を記録する。 2 分割調剤以外の場合は、記録を省略する。
分割調剤	前回までの数量		数字	3	可変	1 分割調剤を行った場合、前回までの分割調剤を行った数量を記録する。ただし、初回の場合は、記録を省略する。 2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 分割調剤以外の場合は、記録を省略する。
薬剤料	点数		数字	7	可変	1 薬剤料の点数を記録する。 2 特定器材の場合は「材料料」を記録する。 3 有効桁数が7桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。
	予備		数字	7	可変	記録を省略する。
加算料	負担区分・コード・点数	負担区分	英数	1	可変	1 算定を行った加算料について、当該加算料の負担区分、加算料コード、点数を順次、対で記録する。ただし、調剤基本料に対応する加算については記録しない。 2 点数の有効桁数が4桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 加算料が10種類に満たない場合は、残りは省略する。
		コード	数字	9	可変	
		点数	数字	4	可変	
	~					
	負担区分	英数	1	可変		
	コード	数字	9	可変		
点数	数字	4	可変			
一包化日数			数字	3	可変	1 一包化加算の算定対象となる剤の場合、当該剤の調剤数量のうち一包化として投与した数量を記録する。 2 上記以外の場合は、記録を省略する。
分割調剤	分割調剤種類		数字	1	可変	1 分割調剤を行った場合、分割調剤種類コード(別表14)を記録する。 2 分割調剤以外の場合は、記録を省略する。
	前回までの一包化日数		数字	3	可変	1 一包化の分割調剤を行った場合、前回までの一包化を行った数量を記録する。ただし、初回の場合は、記録を省略する。 2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 分割調剤以外の場合は、記録を省略する。

注 GYYMMDDのGは年号区分コード(別表4)、YYは和暦年、MMは月、DDは日を示す。

## (ウ) 医薬品レコード

項 目	モード	最大 バイト	項目 形式	記 録 内 容	備 考	
レコード識別情報	英数	2	固定	“ IY ” を記録する。		
負担区分	英数	1	固定	負担区分コード (別表 12) を記録する。		
医薬品コード	数字	9	固定	別に定める医薬品コードを記録する。		
使用量	英数	11	可変	1 医薬品の使用量は、整数部 5 桁、小数部 5 桁として、整数部と小数部は、小数点で区切り記録する。 2 有効桁数が 11 桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 保険外併用療養費支給対象医薬品の場合は、記録を省略しても差し支えない。		
予備	数字	7	可変	記録を省略する。		
予備	数字	1	可変	記録を省略する。		
混合区分	コード	数字	1	可変	計量混合等を行った場合、混合区分コード (別表 15) を、該当するすべての医薬品に記録する。	
	枝	数字	1	可変	1 処方内において計量混合等同一の混合を 2 回以上行った場合、該当するすべての医薬品に“ 1 ”からの連番を記録する。	
配合不適区分	数字	1	可変	1 「剤形」が「内服」で、1 調剤行為に当たって、調剤技術上から配合不適と見なした医薬品がある場合、配合不適となることがわかるように区分する“ 1 ”からの連番を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。		
1 回用量	英数	11	可変	1 医薬品の 1 回用量は、整数部 5 桁、小数部 5 桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 2 有効桁数が 11 桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 1 回用量の記録は任意であり、記録をしない場合は、記録を省略する。		

## (エ) 特定器材レコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“T0”を記録する。	
負担区分	英数	1	固定	負担区分コード(別表12)を記録する。	
特定器材コード	数字	9	固定	1 別に定める特定器材コードを記録する。 2 未コード化特定器材については、“777770000”を記録する。	
使用量	英数	9	可変	1 特定器材の使用量は、整数部5桁、小数部3桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 2 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。	
単位コード	数字	3	可変	1 特定器材単位コード(別表16)を記録する。 2 単位が規定されている特定器材コードの場合は、記録を省略しても差し支えない。	
単価	英数	11	可変	1 材料価格は、整数部8桁、小数部2桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 2 有効桁数が11桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 単価が規定されている特定器材コードの場合は、記録を省略しても差し支えない。	
特定器材名称	漢字	40	可変	1 未コード化特定器材の場合は、当該名称を記録する。 2 特定器材名称が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 3 その他の場合は、記録を省略する。	

## (オ) コメントレコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“C0”を記録する。	
コメントコード	数字	9	固定	別に定めるコメントコードを記録する。	
文字データ	漢字	76	可変	1 各コメントコードに対応して、文字情報又は数字情報を記録する。 2 文字データの記録を要しないコメントコードの場合は、記録を省略する。 3 記録する文字データが76バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	

オ 摘要欄情報  
摘要欄レコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“TK”を記録する。	
コメントコード	数字	9	固定	コメントコードを記録する。	
文字データ	漢字	76	可変	1 文字データが76バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 2 文字データを記録しない場合は、記録を省略する。	

カ 基本料・薬学管理料情報  
基本料・薬学管理料レコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考	
レコード識別情報	英数	2	固定	“KI”を記録する。		
予備	数字	7	可変	記録を省略する。		
処方せん受付回	数字	2	可変	1 算定を行った調剤基本料、薬学管理料の処方せん受付回を記録する。 2 調剤を行っていない日に薬学管理料を算定した場合は、“0”又は“00”を記録する。		
調剤基本料	負担区分	英数	1	可変	1 算定を行った調剤基本料について、当該調剤基本料の負担区分コード（別表12）を記録する。 2 調剤基本料の算定がない場合は、記録を省略する。	
	コード	数字	9	可変	1 調剤基本料について、定められたコードを記録する。 2 調剤基本料の算定がない場合は、記録を省略する。	
	点数	数字	4	可変	1 調剤基本料の点数を記録する。 2 有効桁数が4桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 調剤基本料の算定がない場合は、記録を省略する。	
	予備	数字	4	可変	記録を省略する。	

項 目		モ-ド	最大 バ-イト	項目 形式	記 録 内 容	備 考				
薬学管理料	負担区分・コード・回数・点数	負担区分	英数	1	可変	<p>1 算定を行った薬学管理料について、当該薬学管理料の負担区分、薬学管理料コード、回数、点数を順次、対で記録する。</p> <p>2 調剤を行っていない月の服薬情報提供又は在宅患者訪問薬剤管理指導の算定の場合は、摘要薬学管理料欄に記録することとし、記録を省略する。</p> <p>3 回数の有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。</p> <p>4 点数の有効桁数が4桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。</p> <p>5 薬学管理料コードが12種類に満たない場合は、残りは省略する。</p>				
		コード	数字	9	可変					
		回数	数字	3	可変					
		点数	数字	4	可変					
		~								
		負担区分	英数	1	可変					
		コード	数字	9	可変					
		回数	数字	3	可変					
	点数	数字	4	可変						
	摘要薬学管理料	負担区分・コード・回数・点数	負担区分	英数	1			可変	<p>1 調剤を行っていない月に服薬情報提供又は在宅患者訪問薬剤管理指導の算定を行った場合、負担区分、薬学管理料コード、回数、点数を記録する。</p> <p>2 算定を行った薬学管理料について、当該薬学管理料の負担区分、薬学管理料コード、回数、点数を順次、対で記録する。</p> <p>3 回数の有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。</p> <p>4 点数の有効桁数が4桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。</p> <p>5 薬学管理料コードが3種類に満たない場合は、残りは省略する。</p>	<p>調剤を行っていない月に服薬情報提供又は在宅患者訪問薬剤管理指導の算定を行った場合は、摘要薬学管理料の欄に必要事項を記録する。その他の場合は記録を省略する。</p>
			コード	数字	9			可変		
			回数	数字	3			可変		
点数			数字	4	可変					
負担区分			英数	1	可変					
コード			数字	9	可変					
回数			数字	3	可変					
点数			数字	4	可変					
前回調剤年月日		負担区分	英数	1	可変	算定した薬学管理料の対象となる調剤日を和暦で“ GYYMDD ”の形式で記録する。				
		コード	数字	9	可変					
		回数	数字	3	可変					
		点数	数字	4	可変					
前回調剤数量	負担区分	英数	1	可変	<p>1 算定した薬学管理料の対象となる調剤数量（投薬日数）を記録する。</p> <p>2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。</p>					
	コード	数字	9	可変						
前回調剤数量	回数	数字	3	可変						
	点数	数字	4	可変						
	負担区分	英数	1	可変						
	コード	数字	9	可変						

項 目		モード	最大 バイト	項目 形式	記 録 内 容	備 考	
調 剤 基 本 料 加 算	負 担 区 分 ・ コ ー ド	負担区分	英数	1	可変	1 調剤基本料加算を算定する場合は、当該調剤基本料加算の負担区分、調剤基本料加算コード、回数、点数を順次、対で記録する。 2 回数の有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 点数の有効桁数が4桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 4 調剤基本料加算コードが4種類に満たない場合は、残りは省略する。 5 調剤基本料加算の算定がない場合は、記録を省略する。	
		コード	数字	9	可変		
		回数	数字	3	可変		
		点数	数字	4	可変		
	負 担 区 分 ・ 回 数 ・ 点 数	負担区分	英数	1	可変		
		コード	数字	9	可変		
		回数	数字	3	可変		
		点数	数字	4	可変		
	負 担 区 分 ・ 回 数 ・ 点 数	負担区分	英数	1	可変		
		コード	数字	9	可変		
		回数	数字	3	可変		
		点数	数字	4	可変		

注 GYYMDDのGは年号区分コード（別表4）、YYは和暦年、MMは月、DDは日を示す。

キ 調剤報酬請求書情報  
調剤報酬請求書レコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“GO”を記録する。	
総件数	数字	6	可変	1 保険薬局単位のレセプト件数を合計して記録する。 2 有効桁数が6桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 複数ボリュームに分割して記録した場合、保険薬局単位の最終ボリューム以外は、記録を省略する。	
総合計点数	数字	10	可変	1 保険薬局単位の各レセプトの主保険に係る合計点数を合算して記録する。 2 有効桁数が10桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 複数ボリュームに分割して記録した場合、保険薬局単位の最終ボリューム以外は、記録を省略する。	
マルチボリューム識別情報	数字	2	固定	保険薬局単位の最終ボリューム以外の場合は、“01”から昇順に2桁の連続番号を記録し、最終ボリュームの場合は、“99”を記録する。	

注 総件数及び総合計点数については、レセプト種別ごとに下の表に掲げるレセプト件数及び合計点数を合算して算出する。

レセプト種別	レセプト件数 (件)	合計点数	
		保険者レコード	公費レコード
医療保険単独	1		
医療保険と1～4種の公費負担医療の併用	2～5		
公費負担医療単独	1		
2～4種の公費負担医療の併用	2～4		

- 注1 国民健康保険、退職者医療又は後期高齢者医療については、医療保険を国民健康保険、退職者医療又は後期高齢者医療と読み替える。  
2 は合算箇所を示す。  
3 公費レコードに係る合計点数は、レセプト毎の最初に記録された公費レコードの合計点数を総合計点数に合算すること。

## 第2章 光ディスク等を用いた費用の請求に関する事項

保険薬局から審査支払機関への費用の請求を行う場合の厚生労働大臣の定める光ディスク若しくはフレキシブルディスクに係る規格及び厚生労働大臣の定める方式については、本章に定めるところによる。

なお、厚生労働大臣の定める事項については、第1章と同じとする。

また、光ディスク等の記録形式をMS-DOSフォーマットのCSV形式とする。

### 1 光ディスクに関する事項

#### (1) マグネットオプティカルディスク(MO)

##### ア 媒体関連仕様

##### (ア) 媒体及び物理フォーマット

JISX6275-1997に適合する90mm230MB又はJISX6277-1998に適合する90mm640MBの光ディスクを使用する。

##### (イ) 論理フォーマット

光ディスクの論理フォーマットはJISX0605-1997に規定する情報記録方式に準拠する。

##### (ウ) ファイル構成

光ディスクのファイル構成は以下に規定するものを除きJISX0605-1997に準拠する。

##### a ルートディレクトリのディレクトリ項目は以下のとおりとする。

(a) ボリュームラベル項目の有無は任意とする。

(b) サブディレクトリ指示項目はあってはならない。

(c) ディレクトリ項目のうち使用中のファイル項目を以下に示す。

文字位置	名 前	内 容
1～8	名前	“RECEIPTY”
9～11	拡張名	“CYO”
12	属性	(00)又は(20)
13～22	予約	JISX0605-1997に準拠
23～24	記録時刻	JISX0605-1997に準拠
25～26	記録日付	JISX0605-1997に準拠
27～28	先頭クラスタ番号	JISX0605-1997に準拠
29～32	ファイル長	JISX0605-1997に準拠

注1 文字列は、記述する文字を引用符でくくって表現する。

2 16進数は、0から9及びAからFを括弧でくくって表現する。

b その他のディレクトリ項目はすべて空きディレクトリ項目でなければならない。

##### イ 情報表記仕様

##### (ア) 請求ファイルの構成

第1章-3-(3)-アの「電気通信回線」の「請求ファイルの構成」と同じ。

##### (イ) 請求ファイル構成イメージ

第1章-3-(3)-イの「電気通信回線」の「請求ファイル構成イメージ」と同じ。

##### (ウ) レコード形式

第1章-3-(3)-ウの「電気通信回線」の「レコード形式」と同じ。

##### (エ) 内容を表現する文字の符号

第1章-3-(3)-エの「電気通信回線」の「内容を表現する文字の符号」と同じ。

ウ 各種レコードの記録要領に関する事項

(ア) 薬局情報

第1章 - 3 - (4) - アの「電気通信回線」の「薬局情報」と同じ。

(イ) レセプト共通情報

第1章 - 3 - (4) - イの「電気通信回線」の「レセプト共通情報」と同じ。

(ウ) レセプト情報

第1章 - 3 - (4) - ウの「電気通信回線」の「レセプト情報」と同じ。

(エ) 処方情報

第1章 - 3 - (4) - エの「電気通信回線」の「処方情報」と同じ。

(オ) 摘要欄情報

第1章 - 3 - (4) - オの「電気通信回線」の「摘要欄情報」と同じ。

(カ) 基本料・薬学管理料情報

第1章 - 3 - (4) - カの「電気通信回線」の「基本料・薬学管理料情報」と同じ。

(キ) 調剤報酬請求書情報

第1章 - 3 - (4) - キの「電気通信回線」の「調剤報酬請求書情報」と同じ。

(2) コンパクトディスク (CD-R)

ア 媒体関連仕様

(ア) 媒体及び物理フォーマット

JIS TS X 0 0 2 5 - 2 0 0 5 の規格に適合する 1 2 0 mm コンパクトディスクを使用する。

(イ) 論理フォーマット

論理フォーマットは ISO 9 6 6 0 形式 (レベル 1) に準拠する。

書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション方式) 方式とする。

(ウ) ファイル構成

第 2 章 - 1 - ( 1 ) - ア - ( ウ ) の「マグネットオプティカルディスク」の「ファイル構成」と同じ。

イ 情報表記仕様

(ア) 請求ファイルの構成

第 1 章 - 3 - ( 3 ) - ア の「電気通信回線」の「請求ファイルの構成」と同じ。

(イ) 請求ファイル構成イメージ

第 1 章 - 3 - ( 3 ) - イ の「電気通信回線」の「請求ファイル構成イメージ」と同じ。

(ウ) レコード形式

第 1 章 - 3 - ( 3 ) - ウ の「電気通信回線」の「レコード形式」と同じ。

(エ) 内容を表現する文字の符号

第 1 章 - 3 - ( 3 ) - エ の「電気通信回線」の「内容を表現する文字の符号」と同じ。

ウ 各種レコードの記録要領に関する事項

(ア) 薬局情報

第 1 章 - 3 - ( 4 ) - ア の「電気通信回線」の「薬局情報」と同じ。

(イ) レセプト共通情報

第 1 章 - 3 - ( 4 ) - イ の「電気通信回線」の「レセプト共通情報」と同じ。

(ウ) レセプト情報

第 1 章 - 3 - ( 4 ) - ウ の「電気通信回線」の「レセプト情報」と同じ。

(エ) 処方情報

第 1 章 - 3 - ( 4 ) - エ の「電気通信回線」の「処方情報」と同じ。

(オ) 摘要欄情報

第 1 章 - 3 - ( 4 ) - オ の「電気通信回線」の「摘要欄情報」と同じ。

(カ) 基本料・薬学管理料情報

第 1 章 - 3 - ( 4 ) - カ の「電気通信回線」の「基本料・薬学管理料情報」と同じ。

(キ) 調剤報酬請求書情報

第 1 章 - 3 - ( 4 ) - キ の「電気通信回線」の「調剤報酬請求書情報」と同じ。

## 2 フレキシブルディスク（FD）に関する事項

### （1）媒体関連仕様

#### ア 媒体及び物理フォーマット

##### （ア）媒体

JIS X 6 2 2 3 - 1 9 8 7の規格に適合するフレキシブルディスクを使用する。

##### （イ）物理フォーマット

物理フォーマットはJIS X 6 2 2 5 - 1 9 9 5に規定する情報記録方式に準拠する。

#### イ 論理フォーマット

論理フォーマットはJIS X 0 6 0 5 - 1 9 9 7に規定する情報記録方式に準拠する。

#### ウ ファイル構成

第2章 - 1 - （1） - ア - （ウ）の「マグネットオプティカルディスク」の「ファイル構成」と同じ。

### （2）情報表記仕様

#### ア 請求ファイルの構成

第1章 - 3 - （3） - アの「電気通信回線」の「請求ファイルの構成」と同じ。

#### イ 請求ファイル構成イメージ

第1章 - 3 - （3） - イの「電気通信回線」の「請求ファイル構成イメージ」と同じ。

#### ウ レコード形式

第1章 - 3 - （3） - ウの「電気通信回線」の「レコード形式」と同じ。

#### エ 内容を表現する文字の符号

第1章 - 3 - （3） - エの「電気通信回線」の「内容を表現する文字の符号」と同じ。

### （3）各種レコードの記録要領に関する事項

#### ア 薬局情報

第1章 - 3 - （4） - アの「電気通信回線」の「薬局情報」と同じ。

#### イ レセプト共通情報

第1章 - 3 - （4） - イの「電気通信回線」の「レセプト共通情報」と同じ。

#### ウ レセプト情報

第1章 - 3 - （4） - ウの「電気通信回線」の「レセプト情報」と同じ。

#### エ 処方情報

第1章 - 3 - （4） - エの「電気通信回線」の「処方情報」と同じ。

#### オ 摘要欄情報

第1章 - 3 - （4） - オの「電気通信回線」の「摘要欄情報」と同じ。

#### カ 基本料・薬学管理料情報

第1章 - 3 - （4） - カの「電気通信回線」の「基本料・薬学管理料情報」と同じ。

#### キ 調剤報酬請求書情報

第1章 - 3 - （4） - キの「電気通信回線」の「調剤報酬請求書情報」と同じ。